

自治体情報システムα[〓]モデル採用に係る外部監査業務

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 自治体情報システムα[〓]モデル採用に係る外部監査業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日翌日から令和 8 年 2 月 28 日
- (4) 履行場所 五島市福江町 1 番 1 号 五島市役所内
- (5) 予 算 額 7,150,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 趣旨

自治体情報システムα[〓]モデル採用に係る外部監査業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、当該業務にかかる企画提案（以下「企画提案書」という。）を求め、その内容などを総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定する。

3 業務の目的

本業務は、本市情報システムのα[〓]モデル導入前に外部監査を行うものである。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、次の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者

- ア 五島市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者（以下「有資格者」という。）

- イ 次に掲げる書類を別に定める期限までに提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者

- (ア) 申込日前 3 月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人の場合に限る。）

- (イ) 申込日前 3 月以内に発行された身元(分)証明書(個人の場合に限る。)

- (ウ) 申込日前 3 月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等

- a 五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明（五島市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。）

- b 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店又は営業所を有する法人に限る。）

- c 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(法人の場合に限る。)

- d 税務署において発行する消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合に限る。）

(エ) 暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式）

- (2) 有資格者にあつては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成16年五島市訓令第57号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止の措置を受けていない者、有資格者でない者にあつては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者
- (6) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年五島市告示第156号）第3条に規定する排除措置を受けていない者

5 実施要領の取得の方法並びに交付の期間

実施要領は、五島市ホームページからダウンロードして取得すること。

実施要領の交付期間

公告日から令和7年7月4日（金）まで

6 選定スケジュール（予定）

実施内容	期日等
プロポーザル実施要領等の公表	令和7年6月23日（月）
参加表明書の提出期限	令和7年7月4日（金）17時まで
質問書の提出期限	令和7年7月11日（金）17時まで
質問書の回答期限	令和7年7月16日（水）17時まで
企画提案書の提出期限	令和7年7月22日（火）17時まで
一次審査（書面審査） ※提案が5者以上の場合	令和7年7月23日（水）を予定
一次審査結果通知 ※提案が5者以上の場合	令和7年7月24日（木）を予定
プレゼンテーション審査	令和7年7月30日（水）を予定
審査結果の通知	令和7年8月1日（金）を予定
委託事業者の決定と契約締結	上記通知日以降

7 参加表明書提出の方法、期限及び場所

(1) 参加表明書の提出期限

令和 7 年 7 月 4 日（金）17 時（郵送により提出する場合は、提出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）を作成し、持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により担当課に提出すること。電子メール及び F A X による提出は受け付けない。

(3) 担当者の連絡先

参加表明書に記載された担当者の連絡先は、通知等の送付や事務連絡に使用するため、担当課から連絡可能なものを記載すること。

8 提案書等の提出要請

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により その旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書（様式第 5 号 及び必要書類（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。なお、参加資格を有することを確認することができなかった者については、その旨及びその理由を通知書により通知する。

通知予定日 令和 7 年 7 月 11 日（金）

9 実施要領に対する質問に関する事項

(1) 実施要領に対する質問

実施要領に対する質問がある場合は、質問書（様式第 4 号）に質問事項を記載の上、電子メールにより質問書送信先に送信し、併せて質問書を送信した旨を電話により担当課へ連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話、口頭等による照会には応じないので留意すること。

(2) 実施要領に対する質問の提出期限

令和 7 年 7 月 11 日（金）17 時必着

(3) 質問書送信先

五島市総務企画部未来創造課 D X 推進班

電 話：0 9 5 9－8 8－9 5 0 3

E-mail：mirai-propo(at)city.goto.lg.jp

※（at）は @ に置き換えて下さい。

(4) 質問に対する回答

第 1 号の規定により提出された質問については、令和 7 年 7 月 16 日（水）17 時までに、質問者を含む参加表明者に対して電子メールで回答するとともに、同日以降五島市ホームページに掲載し、閲覧に供する。この場合において、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関係する場合

は、五島市ホームページには掲載しない。また、質問の内容によっては、回答をしない場合がある。

10 提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1) 提案書等の提出期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）17 時必着（提出期限内に担当課に到達していること。）

(2) 提案書等の提出場所及び提出方法

提案書等の提出要請を受けた者は、提案書等を作成し、担当課に持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出しなければならない。

(3) 提出書類

次のものを提出すること。用紙サイズは、原則として A4 版（縦横どちらでも可）とし、提出部数は 6 部とする。

ア 提案書（様式第 5 号）

イ 企画提案書類（任意様式）

本業務の目的や履行期間を踏まえ、業務の実施方針、実施体制、スケジュール及び仕様書に記載する業務要件の項目に関して具体的な提案書類を作成すること。

ウ 提案内容に即した見積書（任意様式。積算内訳を含む）

エ 提案者に関する調書（様式第 6 号）

オ 業務実施体制調書（様式第 7 号）

11 プレゼンテーションの実施

(1) プレゼンテーションの有無 有

提案書の提出者が 5 者以上の場合は、あらかじめ定めた審査基準に基づく一次審査を実施し、4 者に絞り込んだ上でプレゼンテーションを実施するものとする。ただし、市長が 5 者以上の提案者を対象にプレゼンテーションを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) プレゼンテーション予定日：令和 7 年 7 月 30 日（水）

日時、留意事項等の詳細については、別途、プレゼンテーション予定表にて通知する。プレゼンテーションは、オンラインで実施し、説明 20 分、質疑応答 10 分程度を予定している。

12 受託候補者の選定

(1) 選定方法

プロポーザル選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーションを、次に定める基準に基づき評価を実施し、この技術評価及び価格評価の結果から総合評価点の平均を算出して受託候補者を決定する。ただし、各審査員採点の平均点による総合評価点の 60 点を最低基準とし、最低基準に満たない場合は選外とする。

なお、総合評価点の最も高い参加者が２者以上あるときは、技術評価点の高い者を受託候補者とする。総合評価点が最も高く、かつ、技術評価点も同じ得点の者が２者以上あるときは、くじにより決定するものとする。

ア 審査基準

総合評価点は 100 点満点とし、技術評価点 80 点満点と価格評価点 20 点満点とする。

(ア) 技術評価

技術評価は 80 点満点とし、評価項目は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
監査実施体制及び要件	・本業務実施に当たり適切な会社規模、組織を有している。 ・第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定として ISO/IEC 27001 を取得している。	5 点
業務実施体制	仕様書に記載されている実施体制及び要件が満たされており、プロジェクト責任者、管理者、メンバー等の本業務実施に係る体制について具体的に示されている。(氏名、所属、勤務年数、業務経験、本業務実施に当たり必要と考える資格・スキル等)	5 点
業務実績	国・地方公共団体において本業務と同種・類似業務の受託実績を有している。	15 点
プロジェクト管理	本業務を適切に実施するためのプロジェクト管理に係る方針が示されている。	10 点
スケジュール	業務仕様書に定める実施時期の遵守に当たり適切な作業工程及びスケジュールが示されている。	10 点
リスク・課題管理	進捗遅延時におけるリスク・課題管理に係る考え方が示されている。	10 点
業務理解度	・事業内容、目的及び自治体業務に関する理解・知識が十分にあり、セキュリティの現状把握に沿った提案となっている。 ・本市の負担軽減につながるための提案がされている。	15 点
追加提案	仕様書に記述がある業務内容等のほかに、事業者独自の追加提案があった場合、必要に応じて加点する。	10 点

(イ) 価格評価

価格評価は 20 点満点とし、次の算式により算出する。

- ・満点（20 点）×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（端数がある場合、小数点以下を切り捨てる。）

(2) 選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、提案書等を提出した全ての者に対し、令和 7 年 8 月 1 日（金）（予定）に通知する。

- (3) 市は、選定された受託候補者と五島市財務規則（平成 1 6 年五島市規則第 4 3 号）に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、契約締結にあたっては、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、改めて見積書を徴取する。

13 契約書作成の要否 要

14 その他

- (1) プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は、参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び提案書等に記載した従事予定の技術者等は、特段の事情がない限り変更することができない
- (7) 次のア及びイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 参加資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託候補者は、受託業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

15 担当課

〒853-8501 長崎県五島市福江町 1-1

五島市総務企画部未来創造課 D X 推進班（担当：立花）

TEL : 0959-88-9503 FAX : 0959-74-1994

電子メール : mirai-propo(at)city.goto.lg.jp

※ (at) は @ に置き換えて下さい。